

葛飾区短期入所及び共同生活援助等の給付費の加算等に関する要綱

平成 19 年 3 月 29 日
18 葛福障第 930 号区長決裁

(平成 20 年 3 月 31 日 923 号改正現在)
(平成 21 年 12 月 2 日 608 号改正現在)
(平成 23 年 10 月 1 日 486 号改正現在)
(平成 25 年 3 月 1 日 第 934 号改正現在)
(平成 25 年 4 月 1 日 第 28 号改正現在)
(平成 26 年 5 月 15 日 第 135 号改正現在)
(平成 27 年 4 月 28 日 第 100 号改正現在)
(平成 28 年 3 月 30 日 第 984 号改正現在)
(平成 30 年 6 月 5 日 第 249 号改正現在)
(平成 31 年 3 月 12 日 第 979 号改正現在)
(令和 3 年 5 月 19 日 第 156 号改正現在)
(令和 3 年 12 月 22 日 第 700 号改正現在)
(令和 5 年 2 月 15 日 第 965 号改正現在)

(目的)

第 1 条 この要綱は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）に規定する短期入所及び共同生活援助を利用する者に対し、法第 29 条第 1 項の規定による介護給付費及び訓練等給付費（以下「給付費」という。）の支給について、本区の実情を勘案し、必要な額を加算することにより、障害福祉サービスの利用を促進し、もって福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 この要綱による給付費の加算等の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかのサービスを法第 19 条の規定により葛飾区が支給決定した者とする。

- (1) 法第 5 条第 8 項に規定する短期入所
- (2) 法第 5 条第 17 項に規定する共同生活援助

(補助の条件)

第2条の2 この要綱に基づく助成は、助成の対象となる短期入所及び共同生活援助を行う事業所ごとに、以下の条件をいずれも満たしている場合に助成するものとする。

(1) 福祉サービス第三者評価の受審

ア 福祉サービス第三者評価を3年に1回受審すること。この場合において、3年の起算日は、最後に福祉サービス第三者評価の受審を完了した月の翌月1日とする。

イ アの規定は、平成30年4月1日以降新たに指定（指定更新を除く。）を受けた事業所については、指定日から3年間は適用しない。

ウ 受審が完了せずに3年を経過した場合は、起算日から3年を過ぎた月から受審が完了した月までのサービス提供分について、助成を受けることができない。

(2) 外部研修等受講（共同生活援助に限る。）

ア 前年度に、事業所全体で一定数以上の世話人又は生活支援員が、当該共同生活援助（以下「グループホーム」という。）を運営している法人以外の者による外部研修等を受講すること。この場合において、「一定数以上」とは事業年度の前年度の4月1日時点の事業所の定員数を30で除した数（小数点以下切り上げ）とし、また、「外部研修等」とは運営法人以外の者が当該グループホームの事業所外又は事業所内で実施する研修であり、主として障害理解に関する内容の研修とする。

イ アの規定は、平成30年4月1日以降新たに指定（指定更新を除く。）を受けた事業所については、指定日を含む年度及びその翌年度は適用しない。

ウ アの規定を満たさない場合は、翌年度のサービス提供分について助成を受けることができない。

エ グループホーム運営事業者は、ユニットごとに、勤務している世話人又は生活支援員のうち1人以上が、年に1回以上外部研修等を受講するよう努めること。

(3) 事業計画の作成等

事業を運営するに当たり、具体的な事業内容を記載した事業計画をあらかじめ作成し、事業内容に変更が生じた場合は、適宜更新を行っていること。また、新たに指定を受ける場合や事業内容のうち定員に変更が生じる場合は、原則、指定権者に事業計画を提出すること。

(4) 書類の保存

第1号及び第2号に係る書類を5年間保存すること。なお、第1号から第3号に係る書類について、区長から求めがあった場合は、これを速やかに提出すること。

(加算額)

第3条 第2条第1号に規定するサービスに係る給付費の加算額は、別表1のとおりとする。

2 第2条第2号に規定するサービスに係る給付費の加算額は、次の各号に掲げる金額の合計とする。

(1) 別表2-1-2に掲げる単価に東京都障害者グループホーム支援事業取扱要領(平成21年5月21日20福保障居第3985号。以下この項において「都要領」という。)第7条第1項第2号に基づき算定する日数(以下「基準日数」という。)を乗じて得た額とする。

(2) 第2条第2号に規定するサービスに係る夜間支援体制における加算額は、別表2-2に掲げる単価に基準日数を乗じて得た額から基準告示に基づく訓練等給付費のうち夜間支援等体制加算Ⅰまたは夜間支援体制等加算Ⅱ分を控除した額とする。

(3) 法第5条第17項に規定するグループホームのうち、都要領第2条に規定する通過型グループホーム(都要領第5条の規定により認定を受けたグループホームであって、知事等による指定を受けたサテライト型住居を除く。以下「通過型グループホーム」という。)の加算額(以下「通過型加算」という。)は、別表2の2に掲げる日額単価に基準日数を乗じて得た額とする。

(4) 入居者が通過型グループホーム(葛飾区内に所在の場合に限る。)を退去した場合の加算額は、別表2-1-2に掲げる単価表の各類型第7条(2)エ、オ、カ(区分1以下)の欄の額及び通過型加算を当該退去した日から3か月経過した日の属する月の末日までの日数を乗じて得た額とする。

(家賃助成)

第4条 区長は、グループホームの入居者(都要領第2条に規定する滞在型に入居している知的障害者、身体障害者又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者(以下「難病患者等」という。)に限る。)であって18歳以上であるものの所得の状況に応じて、入居者が支払った家賃の一定額を別表2-2の基準により助成することができる。ただし、生活保護対象者で住宅扶助受給者は、除くものとする。

(1) 家賃助成の対象となる者は、法第5条第17項の共同生活援助及び葛飾区知的障害者生活寮運営要綱第3条により指定された生活寮の施設入居者とする。

- (2) 家賃助成を受けようとする者は、所得を証明する書類等を添付して、家賃助成申請書兼請求書（第1号様式）により区長に申請しなければならない。
- (3) 区長は、前号の申請があったときは、その内容を審査し、家賃助成が適当と認めるときは、家賃助成承認書（第2号様式）により、不相当と認めるときは、家賃助成不承認書（第3号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。
- (4) 区長は、前号の規定により助成の承認を通知した者に対し、助成を行うものとする。

（精神障害者又は通過型の入居者の施設借上費の助成）

第5条 区長は、東京都内のグループホームに対し、利用者（精神障害者又は通過型の入居者に限る。）が居住する居室の家賃等として施設借上費を助成するものとし、別表2-2の基準を標準として算定する。

2 区長は、通過型グループホーム（次のイ・ウについては葛飾区内の通過型グループホームに限る。）に対し、施設借上費として別表2-2の基準により次に掲げるところにより算定する。

ア 入居者が入院した居室の家賃、更新料及び礼金

入居者が入院し、6か月以内に退院が見込まれる場合は、6か月経過した日の属する月の末日まで算定する。

イ 入居者が退去した居室の家賃、更新料及び礼金

入居者が退去した日から3か月経過した日の属する月の末日まで算定することとする。

ウ 交流室の家賃、更新料及び礼金

交流室1室分を算定する。

（精神科医療連携体制加算に対する助成）

第6条 精神科医療連携体制に対する助成に係る精神科医療連携体制加算は、次を標準として算定するものとする。

(1) 算定は月単位とし、その額は別表2-2に掲げる日額単価に基準日数を乗じて得た額とする。

(2) 対象者は、精神障害者として支給決定を受けている利用者とする。

(3) 以下の要件を全て満たしていること。

ア 月1回以上、対象となる利用者が診療を受けている精神科医療機関との連携を行い、その記録を作成すること。

イ 利用者の状態を把握できるよう、適宜、ヒアリング等を行うこと。

ウ ア及びイに係る記録を5年間保存し、葛飾区から求めがあった場合は、

これを速やかに提出すること。

(対象者が負担する額)

第7条 第3条に掲げる加算額（以下「加算額」という。）の給付を受ける場合であっても、第2条各号に規定するサービスを利用するときの対象者が負担する額は、法第29条第3項第2号に規定する金額とする。

(給付の方法)

第8条 対象者に対する加算額等の給付及び助成（第4条に規定する家賃助成を除く。）は、第2条各号に規定するサービスを提供した事業者（以下「サービス提供事業者」という。）に対して行うものとする。

(給付の申請等)

第9条 サービス提供事業者は、第3条、第5条及び第6条の加算額等の申請をするときは、介護給付費・訓練等給付費加算分の請求書（第4号様式及び第5号様式）に介護給付費・訓練等給付費加算分明細書（第6号様式、第7号様式及び第8号様式）を添えて、区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、適当であると認めるときは、サービス提供事業者に加算額等を支払うものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年3月30日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年3月29日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年12月2日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成23年9月30日から施行し、平成23年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年5月15日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月28日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年3月30日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年6月5日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成31年1月1日から適用し、平成30年12月31日以前のサービス提供に係る加算等については別表2-1-1に基づき従前の例によることとする。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

- (1) 第2条の2第1号ア及びウの規定 令和3年4月1日
- (2) 第2条の2第2号ア及びウの規定 令和2年4月1日

附 則

この要綱は、令和3年5月19日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年12月22日から施行し、令和3年12月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

補助基準額

1 障害者短期入所（2 の場合を除く）

(1) 福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）

	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地	7 級地	その他
区分 6	2,454	2,669	2,723	2,884	2,993	3,207	3,369	3,530
区分 5	2,106	2,289	2,335	2,472	2,563	2,746	2,883	3,020
区分 4	1,755	1,906	1,943	2,057	2,132	2,283	2,396	2,510
区分 3	1,600	1,737	1,771	1,873	1,940	2,076	2,179	2,280
区分 2	1,417	1,535	1,565	1,654	1,714	1,832	1,922	2,010
区分 1	7	125	155	244	304	422	512	600

(2) 福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）

	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地	7 級地	その他
区分 6	1,829	1,969	2,004	2,109	2,179	2,319	2,424	2,530
区分 5	1,395	1,518	1,549	1,641	1,703	1,826	1,918	2,010
区分 4	2,460	2,534	2,553	2,609	2,646	2,720	2,775	2,830
区分 3	2,719	2,776	2,790	2,832	2,860	2,917	2,959	3,000
区分 2	2,809	2,849	2,859	2,889	2,909	2,950	2,980	3,010
区分 1	89	129	139	169	189	230	260	290

(3) 福祉型強化短期入所サービス費（Ⅰ）

	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地	7 級地	その他
区分 6	2,454	2,669	2,723	2,885	2,992	3,208	3,369	3,530
区分 5	2,106	2,289	2,335	2,472	2,563	2,747	2,884	3,020
区分 4	1,754	1,906	1,943	2,057	2,132	2,284	2,397	2,510
区分 3	1,601	1,737	1,771	1,874	1,940	2,077	2,179	2,280
区分 2	1,416	1,535	1,565	1,654	1,713	1,832	1,921	2,010
区分 1	6	125	155	244	303	422	511	600

(4) 福祉型強化短期入所サービス費（Ⅱ）

	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	5 級地	6 級地	7 級地	その他
区分 6	1,829	1,969	2,005	2,109	2,180	2,320	2,425	2,530
区分 5	1,395	1,518	1,549	1,641	1,702	1,826	1,918	2,010
区分 4	2,460	2,534	2,552	2,608	2,646	2,720	2,775	2,830
区分 3	2,720	2,776	2,790	2,832	2,861	2,917	2,959	3,000
区分 2	2,808	2,849	2,859	2,889	2,909	2,949	2,980	3,010
区分 1	88	129	139	169	189	229	260	290

2 障害者短期入所（区分 6 から 4 の身体障害者が旧都内単独型身体障害者療護施設を利用した場合）

(1) 福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分6	10,434	10,649	10,703	10,864	10,973	11,187	11,349	11,510
区分5	11,946	12,129	12,175	12,312	12,403	12,586	12,723	12,860
区分4	13,425	13,576	13,613	13,727	13,802	13,953	14,066	14,180

(2) 福祉型強化短期入所サービス費 (I)

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分6	8,194	8,457	8,523	8,721	8,852	9,116	9,313	9,510
区分5	9,695	9,926	9,984	10,157	10,272	10,504	10,677	10,850
区分4	11,184	11,384	11,433	11,583	11,682	11,882	12,031	12,180

(3) 福祉型短期入所サービス費 (II)

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分6	7,149	7,289	7,324	7,429	7,499	7,639	7,744	7,850
区分5	7,955	8,078	8,109	8,201	8,263	8,386	8,478	8,570
区分4	10,240	10,314	10,333	10,389	10,426	10,500	10,555	10,610

(4) 福祉型強化短期入所サービス費 (II)

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分6	4,897	5,086	5,134	5,274	5,369	5,558	5,699	5,840
区分5	5,704	5,875	5,918	6,046	6,132	6,304	6,432	6,560
区分4	7,989	8,111	8,141	8,233	8,295	8,417	8,509	8,600

※旧都内単独型身体障害者療護施設である短期入所事業所

事業所名	所在地
多摩療護園	日野市程久保 8 7 2 - 1
東京都清瀬療護園	清瀬市竹丘 3 - 1 - 7 2
東京都日野療護園	日野市落川 2 4 5 - 1
短期入所 みずき	府中市朝日町 3 - 1 7 - 5
楽短期入所事業所	あきる野市上代継 8 4 - 6
八王子療護園	八王子市館町 2 8 3 7
アミークス東糀谷	大田区東糀谷 6 - 4 - 1 7
竹の塚あかしあの杜なごみ	足立区竹の塚 7 - 1 9 - 1 1
障害者支援施設 江古田の森	中野区江古田 3 - 1 4 - 1 9

3 障害児短期入所

(1) 福祉型短期入所サービス費 (III)

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分3	2,106	2,289	2,335	2,472	2,563	2,746	2,883	3,020
区分2	1,243	1,386	1,422	1,530	1,601	1,746	1,853	1,960
区分1	7	125	155	244	304	422	512	600

(2) 福祉型短期入所サービス費 (IV)

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分3	1,395	1,518	1,549	1,641	1,703	1,826	1,918	2,010
区分2	2,305	2,370	2,386	2,435	2,468	2,532	2,581	2,630
区分1	89	129	139	169	189	230	260	290

(3) 福祉型強化短期入所サービス費 (III)

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分3	2,106	2,289	2,335	2,472	2,563	2,747	2,884	3,020
区分2	1,243	1,386	1,422	1,531	1,601	1,746	1,853	1,960
区分1	6	125	155	244	303	422	511	600

(4) 福祉型強化短期入所サービス費 (IV)

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
区分3	1,395	1,518	1,549	1,641	1,702	1,826	1,918	2,010
区分2	2,304	2,370	2,386	2,435	2,467	2,532	2,582	2,630
区分1	88	129	139	169	189	229	260	290

4 医療連携体制加算

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
(IV) - 1	698	929	986	1,159	1,274	1,505	1,678	1,850
(IV) - 2	436	580	616	724	796	940	1,048	1,156
(IV) - 3	349	465	493	580	637	753	839	925
(VII)	3,950	4,070	4,100	4,190	4,250	4,370	4,460	4,550
(VIII)	790	814	820	838	850	874	892	910

5 精神科医療連携体制加算

330円 (級地は問わない。)

東京都障害者グループホーム都単価表（運営費以外の助成）

○加算（単価／日額）

項 目	金 額	摘 要
通過型加算	9 2 6 円	—
夜間加算	9 9 1 円	—
精神科医療連携体制加算	3 3 0 円	平成 3 1 年 1 月 1 日から適用

○家賃助成（滞在型に入居している知的障害者、身体障害者又は難病患者等に限る。）

区分	入居者の所得額	摘 要
1	月額 7 3, 0 0 0 円 未満	月額 2 4, 0 0 0 円 ただし、家賃の額が 2 4, 0 0 0 円を下回る場合は、当該家賃の額とする。 なお、法第 3 4 条第 1 項に規定する特定障害者特別給付費の支給対象となる入居者にあつては、上記金額から特定障害者特別給付費を控除した額を限度とする。
2	月額 7 3, 0 0 0 円 以上 9 7, 0 0 0 円 未満	月額 1 2, 0 0 0 円 ただし、家賃の額が 1 2, 0 0 0 円を下回る場合は、当該家賃の額とする。 なお、法第 3 4 条第 1 項に規定する特定障害者特別給付費の支給対象となる入居者にあつては、上記金額から特定障害者特別給付費を控除した額を限度とする。

※所得基準等は別表 3 による。

○施設借上費（精神障害者又は通過型の入居者に限る。）

施設借上費額	摘 要
月額 6 9, 8 0 0 円 ただし、家賃の額が 6 9, 8 0 0 円を下回る場合は、当該家賃の額とする。 なお、法第 3 4 条第 1 項に規定する特定障害者特別給付費の支給対象となる入居者にあつては、上記金額から特定障害者特別給付費を控除した額を限度とする。	① 入居者の居住する居室の家賃、更新料及び礼金 ② 生活保護対象者の住宅扶助は除く。

○施設借上費（通過型に限る。）

施設借上費額	摘 要
月額 6 9, 8 0 0 円	1 入居者が退去した居室の家賃、更新料及び礼金 2 交流室（1 室）の家賃、更新料及び礼金

別表 3

家賃助成算定基準

- (1) 所得額は、入居者の収入月額（収入として認定しないものに該当するものを除く。）から必要経費を控除した額とする。
- (2) 収入は、次のものをいう。
 - ア 所得税法（昭和40年法律第33号）第26条第1項に定める不動産所得、第28条第1項に定める給与所得及び第33条第1項に定める譲渡所得
 - イ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項に定める公的年金給付
 - ウ 国及び地方自治体が支給する各種手当及び交通費給付
- (3) 収入として認定しないものは、次のものをいう。

地方公共団体又はその長が支給する福祉的給付金のうち、支給対象者1人につき17,000円以内の額（月額）
- (4) 必要経費は、次のものをいう。
 - ア 社会保険料
 - イ 所得税
 - ウ 地方税
 - エ 交通費
 - オ 基礎控除

（2）の収入から（3）を差し引いた額を基に、別表4「基礎控除額表」により算出した額

別表4

基礎控除額表

(単位:円)

収入金額(月額)別区分	控除額
0 ～ 15,000	収入額と同額
15,001 ～ 15,199	収入額と同額
15,200 ～ 18,999	15,200
19,000 ～ 22,999	15,600
23,000 ～ 26,999	16,000
27,000 ～ 30,999	16,400
31,000 ～ 34,999	16,800
35,000 ～ 38,999	17,200
39,000 ～ 42,999	17,600
43,000 ～ 46,999	18,000
47,000 ～ 50,999	18,400
51,000 ～ 54,999	18,800
55,000 ～ 58,999	19,200
59,000 ～ 62,999	19,600
63,000 ～ 66,999	20,000
67,000 ～ 70,999	20,400
71,000 ～ 74,999	20,800
75,000 ～ 78,999	21,200
79,000 ～ 82,999	21,600
83,000 ～ 86,999	22,000
87,000 ～ 90,999	22,400

収入金額(月額)別区分	控除額
91,000 ～ 94,999	22,800
95,000 ～ 98,999	23,200
99,000 ～ 102,999	23,600
103,000 ～ 106,999	24,000
107,000 ～ 110,999	24,400
111,000 ～ 114,999	24,800
115,000 ～ 118,999	25,200
119,000 ～ 122,999	25,600
123,000 ～ 126,999	26,000
127,000 ～ 130,999	26,400
131,000 ～ 134,999	26,800
135,000 ～ 138,999	27,200
139,000 ～ 142,999	27,600
143,000 ～ 146,999	28,000
147,000 ～ 150,999	28,400
151,000 ～ 154,999	28,800
155,000 ～ 158,999	29,200
159,000 ～ 162,999	29,600
163,000 ～ 166,999	30,000
167,000 ～ 170,999	30,400
171,000 ～ 174,999	30,800

収入金額(月額)別区分	控除額
175,000 ～ 178,999	31,200
179,000 ～ 182,999	31,600
183,000 ～ 186,999	32,000
187,000 ～ 190,999	32,400
191,000 ～ 194,999	32,800
195,000 ～ 198,999	33,200
199,000 ～ 202,999	33,600
203,000 ～ 206,999	34,000
207,000 ～ 210,999	34,400
211,000 ～ 214,999	34,800
215,000 ～ 218,999	35,200
219,000 ～ 222,999	35,600
223,000 ～ 226,999	36,000
227,000 ～ 230,999	36,400
231,000 ～	収入金額が231,000円以上の場合は、収入金額が4,000円増加するごとに400円増加